

要 求 書

一 團體交渉權ヲ確認スルコト

二 (1) 日用品購買部ヲ會社  
直轄トナスコト

(2) 購買部委員並ニ役員ヲ  
電業組合員中ヨリ任命ス  
ルコト

(3) 全部原價ヲ以テ掛賣制度  
トナスコト

(4) 一切經費ハ會社負担トス

三 (1) 現役應召者ハ入管入團後  
二週間ヲ缺勤者ト認ム

(2) 現役應召者退職シタルトキ  
ハ勤続一ヶ月ニ付日給二分  
ノ割合ノ金額ヲ支給ス

(3) 簡便臭呼百集當日ノ給  
料金額ヲ支給ス

(4) 勤務演習百集中ノ給料  
金額ヲ支給ス

(ホ)

改 正 案

慎重ナル考究ヲ要スルモト認ム

(1) 一般必要設備ヲ會社ヨリ貸  
出シ請負制度トス

(2) 從事員中ヨリ係員ヲ選任ス  
任入値段ニ係員ノ實費見  
込メタルモノヲ以テ賣價トシ

(3) 現金及購買券ノ二種トス

(4) 二週間ヲ缺勤トシテ取扱フ

入社六ヶ月後ニ於テ入管入團ノ  
為メ退職シタルトキハ一ヶ月ニ付日  
給二分ヲ給ス但シ三十日分ヲ  
限度トシ休職ヲ命シタル場合ハ  
此金額ヲ支給セズ

(5) 參會當日ノ給料金額ヲ支給ス  
百集中ノ勤務日數ノ半額ヲ  
支給ス但四週間ヲ以テ限度トス

(6) 勤務演習並ニ簡便臭呼百集  
ノ百集中ノ勤務日數ハ皆勤費與ニ同  
シテハ勤ト見做ス

現 行

確認セズ

(1) 建物ヲ會社ヨリ貸出シ  
請負制度トセリ

(1) 即日退職セシム

(2) 支給セズ

(3) 支給セズ

(4) 支給セズ

(ホ) 同上